

南関町空き家バンク制度（物件登録）

◆空き家バンクとは・・・

空き家バンクとは、空き家の所有者と空き家に住みたい人をつなぐサービスで、物件登録料は『無料』です。また、空き家になって間もない物件ほど、入居希望者内覧後から契約成立までの期間が短い傾向にあります。

◆物件登録申請から契約までの主な流れ

主な内容	対応者
①必要書類の提出（別添の「チェックリスト」を確認） ②登録物件の鍵の提出	所有者
③役場担当職員及び仲介事業者等による現地確認 （ホームページ等での紹介用写真の撮影。） ④物件登録可否の判断（登録できなかった場合は、鍵を返却します。） ⑤物件情報の掲載（町ホームページ等） ⑥内覧希望者への現地案内（役場担当者が同行します。） ⑦購入（賃借）希望者からの契約希望の申し出 ※交渉開始となり、現地案内を休止します。	町
⑧仲介依頼書の提出（町→所有者→町→仲介事業者） ※町では、仲介行為を行うことができません	所有者、町、仲介事業者
⑨仲介事業者（空き家バンク事業に登録している宅地建物取引業者）による仲介→契約	所有者等

◆ご注意いただきたい事項

- ・ 場合によっては、登録をお断りさせていただくことがあります。
- ・ 物件の登録期間は、登録日から2年間です。（再更新可）
- ・ 登録された物件情報（所有者名、所在地等）について、物件が所在する行政区長へ情報提供させていただきます。
- ・ 空き家等と一緒に農地の売買を希望される場合は、別途農業委員会との協議が必要です。
- ・ 登録事項に変更（名義人、金額等）がある場合、物件登録を取り消したい場合はその都度ご連絡ください。（変更・取消届出書の提出が必要です。）
- ・ 売買の場合、お墓、ほこら、仏壇等は、必ず所有者が撤去してください。
- ・ 登録物件の管理（敷地内の除草等）は、所有者で行ってください。
- ・ 登録事業者（宅建業者）の仲介により契約が成立した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。